

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 1 3 日

京都府知事登録旅行業者 各位

京都府商工労働観光部長

新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインについて

標記のことについて、5月4日に変更された政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、「事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、5月4日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下「専門家会議」という。）の提言を参考に、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進める」こととされています。

また、専門家会議での「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」における「(2)業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」において、今後の感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図るためには、各事業者での感染予防の実践のほか、業界団体等が主体となって業種ごとに感染拡大を予防するガイドラインを作成し、業界をあげて普及・実践していただくことが強く求められております。

今後、全国組織がある団体につきましては、全国組織においてガイドラインが作成されるかと思いますが、そうでない団体においては、各団体での「感染拡大予防ガイドライン」の作成が必要となりますのでお知らせします。

つきましては、この度、京都府新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の意見も聴取し、ガイドライン作成の際の参考にしていただけるよう、ひな形となる「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（例）」を作成しましたので、併せてお知らせするとともに、「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（例）」を活用し、ガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進めていただきますようお願いいたします。

※なお、同封の「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（例）」および「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」につきましては、京都府 HP (<http://www.pref.kyoto.jp/kanko/ryokoututatu.html>) に掲載しておりますので、ご確認願います。

担当	京都府商工労働観光部 観光室
TEL	075-414-4843
FAX	075-414-4870